

令和5年5月23日

保護者の皆様へ

神崎市こども家庭課

新型コロナウイルスに感染後、再登園する際の「意見書兼登園(校)届」の提出について(お知らせ)

新型コロナウイルスが「5類感染症」に位置づけられたことに伴い、お子様が感染後、再登園される際の取扱いについて、令和5年6月1日以降は、再登園の際に、別紙「意見書兼登園(校)届」の提出が必要になりますのでお知らせいたします。

医療機関を受診して、新型コロナウイルスと診断された時は、上欄の「医療機関記入欄」を医師に記入してもらってください。

また、回復後に登園される際は、下欄「保護者記入欄」の記入をお願いします。

なお、5月中に感染された場合は、従来の登園許可書での取扱いとなる旨も連絡がありましたので、あわせてお知らせいたします。

保護者の皆様には、お手数をおかけしますが、園内の感染流行防止の観点より、ご協力をお願いいたします。

◆当園は、以上の件に関して、神崎市福祉課の上記文章に準じます。

神埼こども園 園長